

【参考資料】

1 地域の現状

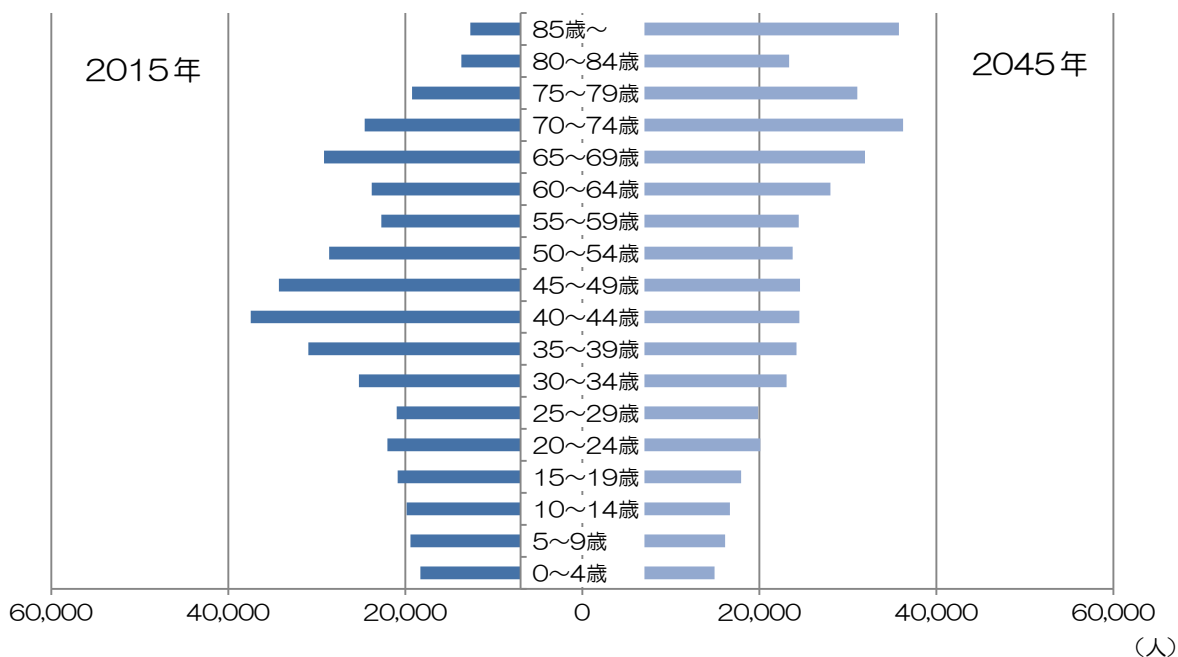
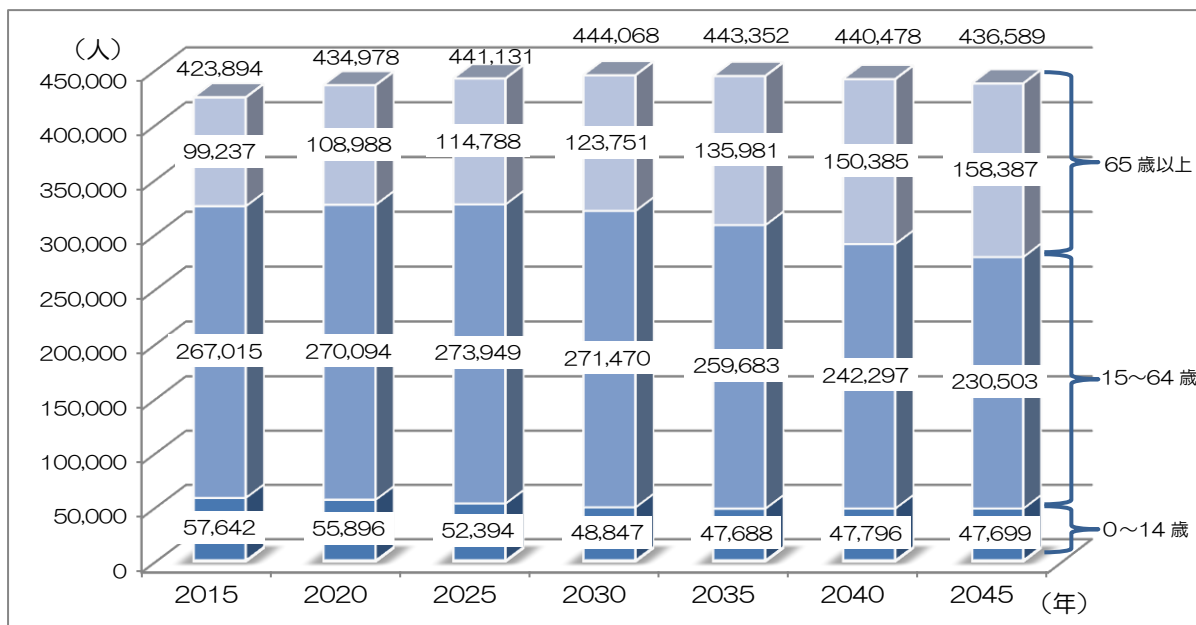
(1) 人口動向

本市の人口は、2019年1月現在で432,095人であり、2030年には444,068人でピークとなり、その後減少に転じる見込みです。また、65歳以上の高齢者の割合は、2015年には23.4%でしたが、2035年には30.7%、2045年には36.3%となる見込みです。

(2015年に実施された国勢調査結果に基づいて推計した「藤沢市将来人口推計」)

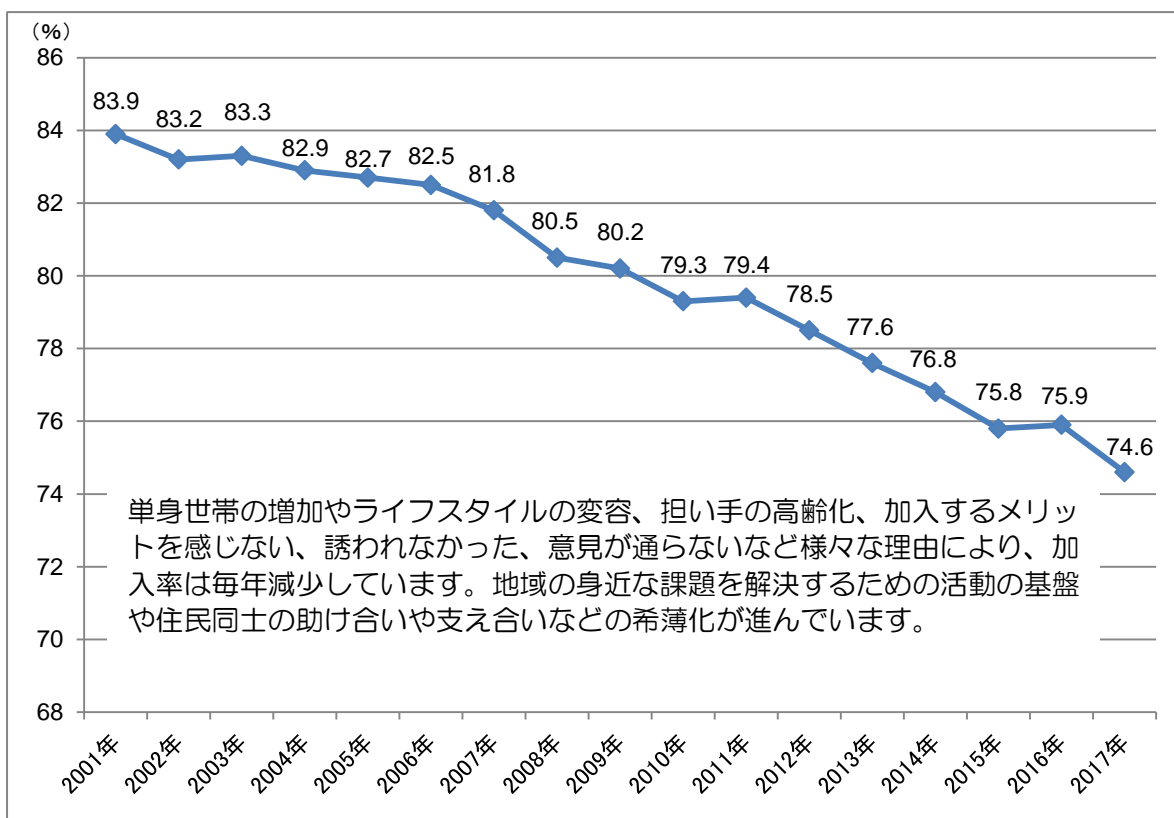
【Check】

- ・ 0歳から14歳の年少人口はすでに減少しており今後も緩やかに減少傾向で推移
- ・ 15歳から64歳の生産年齢人口は2025年をピークに減少
- ・ 65歳から74歳の人口は2040年をピークに減少
- ・ 75歳以上の人口は2025年まで急激に増加し、その後も増加傾向で推移

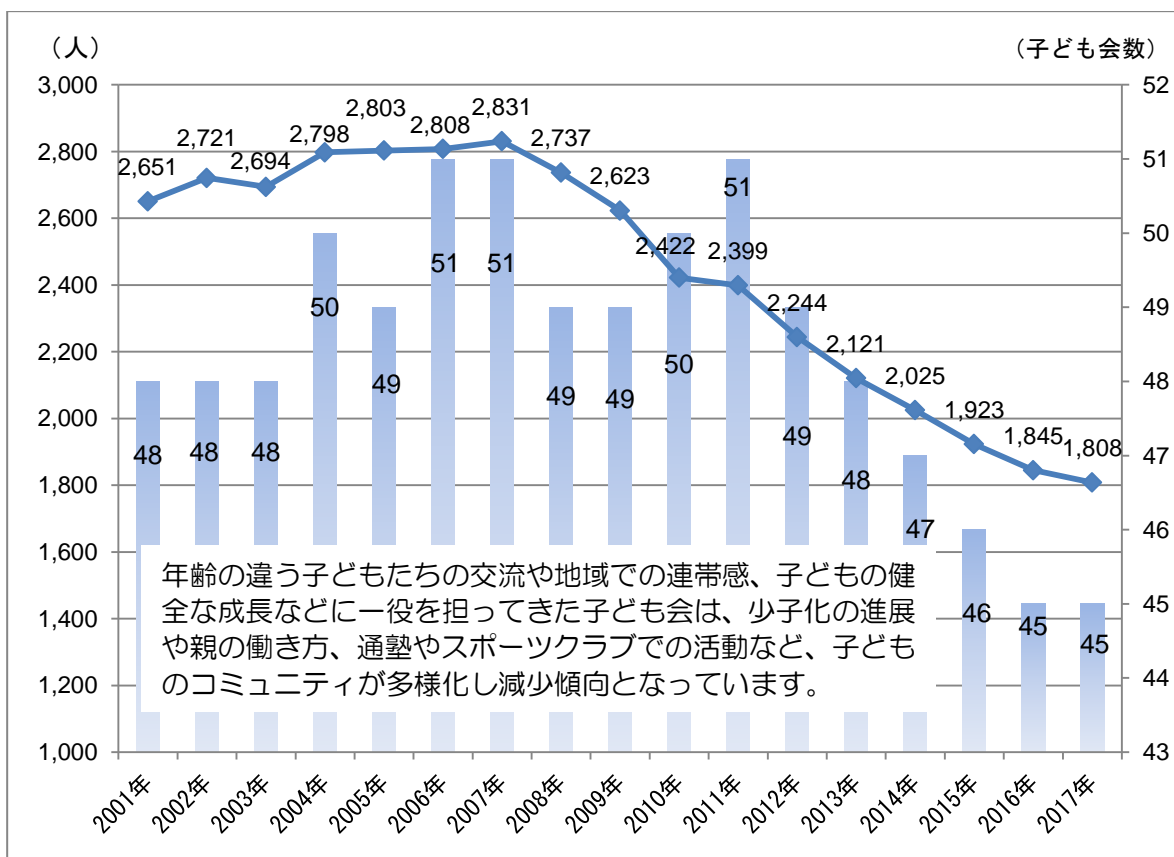


(2) 地域団体の加入率

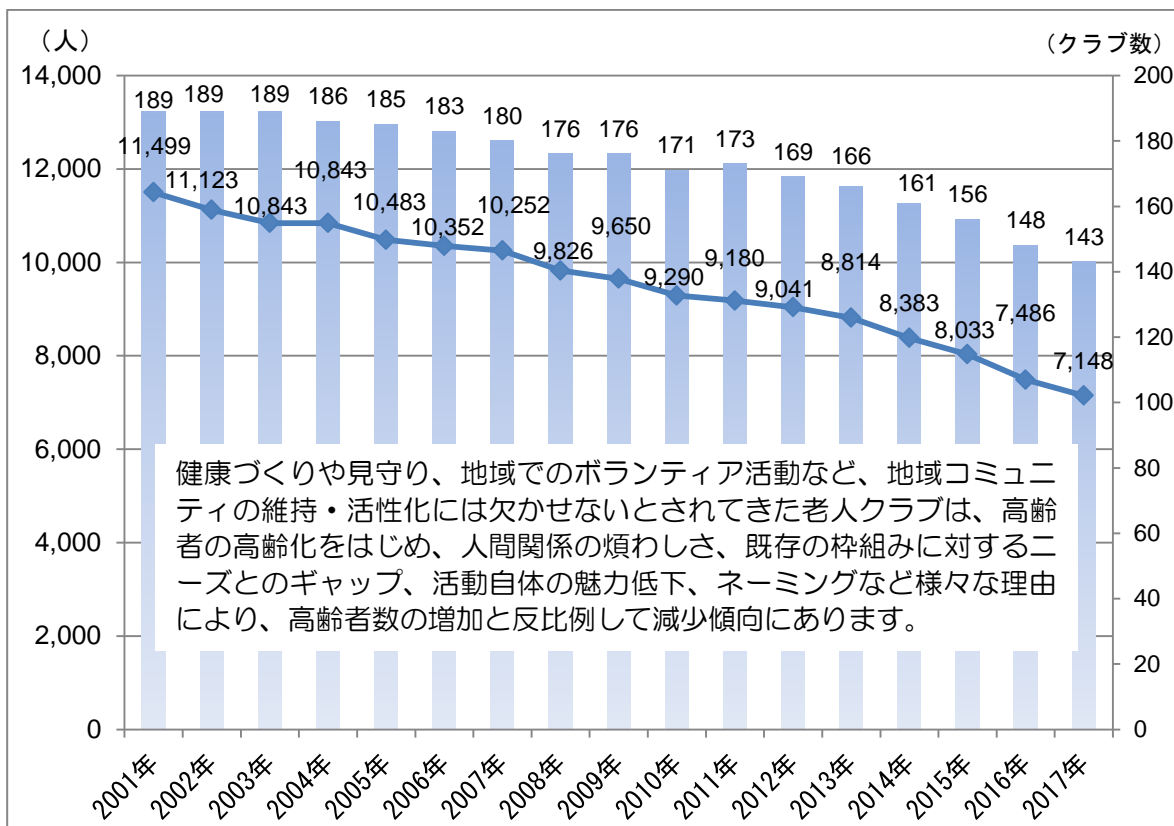
①自治会・町内会の加入率



②子ども会数と子ども会員数



③ 老人クラブ数と加入者数

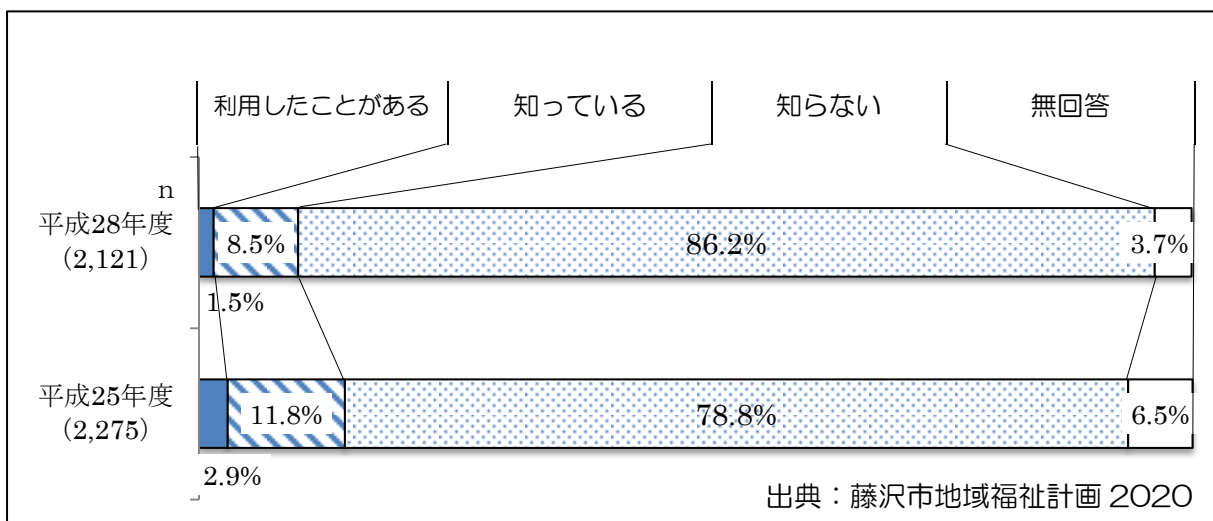


(3) 市民活動支援施設の利用状況及び市民活動団体の課題

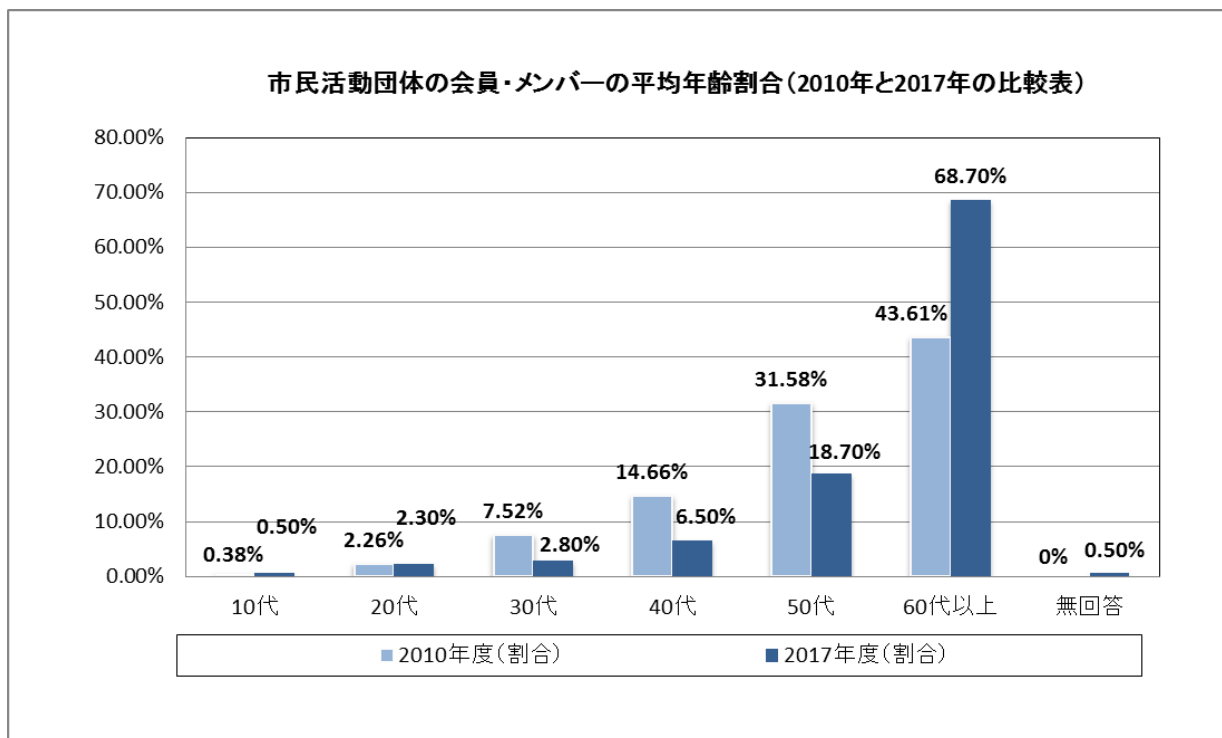
市民活動支援施設の本館である市民活動推進センターの利用者数は、年間で35,000人から38,000人の間で推移しています。

地域福祉に関するアンケート調査では、市民活動推進センターの知名度は、「利用したことがある」が1.5%、「知っている」が8.5%にとどまるのに対し、「知らない」は85%を超え、平成25年度の調査と比較しても改善が見られません。また、活動団体が抱える課題として、活動よりも生活を優先するなどの傾向があることや、会員の高齢化、スタッフの減少、資金不足、活動の目的と手法とのギャップ、これらによる組織の継続などがあげられています。

① 施設の知名度（藤沢市市民活動推進センター）



② 市民活動団体の会員・メンバーの平均年齢割合



(4) 本市の財政状況

ここ数年の決算の状況などでは、一部の将来への負担割合が増加したものの、他の市町村と比較して市税などの自主財源の割合が高く、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は低いことから、現状では健全性を維持する数値となっているなど、総合的には他の市町村と比べて高い財政力を有しております。

しかしながら、今後の少子化、超高齢化への対応や都市基盤の老朽化対策、市民のライフスタイルやニーズの多様化への対応などによる行政需要の増加も予想されており、市の中長期財政見通しにおいては、今後5年間の財源不足は既に約584億円が見込まれるなど、厳しい財政状況に直面していくことが想定されます。

2 藤沢市市民活動推進条例

平成 13 年 9 月 27 日 条例第 8 号

私たちのまち藤沢は、市民活動が活発なまちであり、これまで、様々な市民や市民活動団体が協力し合つて、創造性豊かな活力ある地域社会を築いてきた。

こうした市民の力は、これからの藤沢のまちづくりにとつてますます必要とされ、更に推進していくことが求められている。

そのためには、市民一人一人が、自分自身に何ができるのかを問い直し、新たな参加・創造の主体へと変化していくことが期待されることである。

さらに、市民、市民活動団体、事業者及び市が相互に連携し、それぞれの持てる力を発揮することにより、人間性豊かな地域社会を形成していくことがこれまで以上に大切なこととなつている。とりわけ、市民活動が市民の自主的な参加によつて行われるあらゆる分野における自発的な活動であることにかんがみ、市民活動の自主性と自発性を尊重し、その活動の環境を整備し、あわせて、より効果的な行政との協働システムの構築に向けた総合的な施策を推進していくため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定め、並びに市民活動支援施設(以下「支援施設」という。)を設置することにより、市民活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もつてこの市にふさわしい人間性豊かな地域社会の形成に寄与するとともに、市民、市民活動を行うもの、事業者及び市による協働型社会の実現に資することを目的とする。

(平成 27 条例 15・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において「市民活動」とは、市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動であつて次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動でないこと。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動でないこと。
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動でないこと。

(基本理念)

第 3 条 市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、その自主性及び自発性の尊重を基本として、市、市民活動を行うもの及び事業者は、相互に尊重しつつ、対等の関係で、協力して市民活動の推進に努めるものとする。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条の基本理念にのつとり、市民活動推進計画を策定し、市民活動を推進するための総合的な施策を講じ、市民活動が活発に行われるための環境の整備に努めるものとする。

(市民活動を行うものの役割)

第 5 条 市民活動を行うものは、第 3 条の基本理念にのつとり、活動を行うとともに、その活動の内容が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

(事業者の協力)

第 6 条 事業者は、市民活動の意義を理解するとともに、その推進に協力するよう努めるものとする。

(市民活動推進計画)

第 7 条 市長は、市民活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市民活動推進計画(以下「推進計画」という。)を策定しなければならない。

2 推進計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市民活動の推進に関する市の基本的な指針
- (2) 市民活動の推進に関する市の基本的な施策(以下「基本施策」という。)
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市民活動の推進に関する重要な事項

3 市長は、推進計画を策定しようとするときは、藤沢市市民活動推進委員会の意見を聴かなければならない。

- 4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(基本施策)

第8条 基本施策には、市民活動の推進に関する次に掲げる事項について定めるものとする。2

- (1) 活動の場所の整備に関すること。
- (2) 情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 市民活動を行うものに対する支援に関すること。
- (4) 市民、市民活動を行うもの、事業者及び市の連携並びにこれらの交流の推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、基本施策として必要な事項

(市が行う業務への参入の機会の提供)

第9条 市長は、市民活動を推進するため、公益性及び公開性を有し、かつ、代表者を含み3人以上の役員を置く市民活動を行う団体(以下「公益市民活動団体」という。)に対し、市が行う業務のうち当該公益市民活動団体の専門性、地域性等の特性を活用することができる業務について、参入の機会を提供するよう努めるものとする。

- 2 前項の参入の機会の提供を受けようとする公益市民活動団体は、あらかじめ市長に規則で定める書類を添えて申請し、その登録を受けなければならない。
- 3 前項の規定により登録を受けた公益市民活動団体は、同項の規定により提出した書類の内容に変更があつたときは、遅滞なく市長にその旨を記載した書類を提出しなければならない。
- 4 市長は、第2項の登録を受けた公益市民活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。
 - (1) 公益市民活動団体に該当しなくなつたと認めるとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
 - (3) 前項の規定による書類の提出をしなかつたとき。

(書類等の公開)

第10条 市長は、前条第2項若しくは第3項の規定により提出があつた書類又はその写し(以下「書類等」という。)を一般に公開するものとする。ただし、書類等を公開することにより当該公益市民活動団体その他のものに著しい不利益を生じおそれがあると認められるときは、その一部を公開しないことができる。

(市民活動推進委員会の設置)

第11条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項の規定により、この市に、藤沢市市民活動推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 推進計画に関する事項
 - (2) 支援施設の運営に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市民活動の推進に関し必要な事項
(平成16条例19・平成27条例15・一部改正)

(委員)

第12条 委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 市民活動を行う者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(支援施設の設置)

第 13 条 市民活動の推進に資するため、この市に、支援施設を設置する。

(平成 27 条例 15・一部改正)

(名称及び位置)

第 14 条 支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
藤沢市市民活動推進センター	藤沢市藤沢 1,031 番地

(平成 27 条例 15・一部改正)

(分館の設置)

第 15 条 藤沢市市民活動推進センターに分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
藤沢市市民活動プラザむつあい	藤沢市亀井野四丁目 8 番地の 1

(平成 27 条例 15・全改)

(休館日等)

第 16 条 支援施設の休館日及び供用時間は、規則で定める。

(平成 27 条例 15・全改)

(事業)

第 17 条 市長は、支援施設において、市民活動の推進を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 支援施設の施設及び設備を利用に供すること。
- (2) 市民活動に関する情報を収集し、及び提供すること。
- (3) 市民活動に関する学習の機会及び市民活動を行うものの相互交流の機会を提供すること。
- (4) 市民活動に関する相談を行うこと。
- (5) 市民活動に関する人材の育成及び交流を行うこと。
- (6) 市民活動に関する調査及び研究を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(平成 16 条例 19・旧第 15 条繰下・一部改正, 平成 27 条例 15・一部改正)

(支援施設の利用)

第 18 条 支援施設の施設及び設備を利用することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 公益的な市民活動を行い、又は行おうとするもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当であると認めるもの

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援施設の施設又は設備を利用させないことができる。

- (1) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 管理上の支障が生じるおそれがあると認めるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるとき。

(平成 16 条例 19・旧第 16 条繰下, 平成 27 条例 15・一部改正)

(特定施設等の使用の許可)

第 19 条 支援施設の施設及び設備のうち別表に掲げる特定施設又は特定設備(以下「特定施設等」という。)を使用しようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請して使用の許可を受けなければならない。

2 市長は、前条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、前項の許可(以下「使用許可」という。)をしない。

(平成 16 条例 19・旧第 17 条繰下・一部改正, 平成 27 条例 15・一部改正)

(利用料金)

第 20 条 特定施設等の使用許可を受けた者(以下「特定施設等使用者」という。)は、使用許可と同時に、指定管理者(第 25 条に規定する市長が指定するものをいう。以下この条、次条及び第 22 条において同じ。)に特定施設等の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める金額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(平成 16 条例 19・追加, 平成 27 条例 15・一部改正)

(利用料金の減免)

第 21 条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平成 16 条例 19・追加)

(既払いの利用料金の不返還)

第 22 条 既払いの利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(平成 16 条例 19・旧第 19 条繰下・一部改正)

(目的外使用の禁止)

第 23 条 特定施設等使用者は、使用許可を受けた目的以外に特定施設等を使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは貸与してはならない。

(平成 16 条例 19・旧第 20 条繰下・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第 24 条 市長は、特定施設等使用者がこの条例の規定に違反したときは、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(平成 16 条例 19・旧第 21 条繰下・一部改正)

(指定管理者による管理)

第 25 条 支援施設の管理は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(平成 16 条例 19・追加, 平成 27 条例 15・一部改正)

(指定管理者が行う業務)

第 26 条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 特定施設等の使用許可及びその取消しに関する業務
- (2) 支援施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 第 17 条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、支援施設の運営に関する事務のうち市長のみの権限に属する事務以外の事務に関する業務

(平成 16 条例 19・追加, 平成 27 条例 15・一部改正)

(指定管理者の指定等)

第 27 条 指定管理者の指定の手續等については、藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 15 年藤沢市条例第 19 号)の定めるところによる。

(平成 16 条例 19・追加)

(委任)

第 28 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(平成 16 条例 19・旧第 23 条繰下・一部改正)

附 則

この条例は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条から第 22 条までの規定は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成 13 年 11 月規則第 19 号により同年 12 月 15 日から施行)

附 則(平成 16 年条例第 19 号)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 23 条を第 28 条とし、同条の前に 3 条を加える改正規定(第 27 条に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に基づく藤沢市市民活動推進センターの特定施設及び特定設備の使用の許可に係る利用料金について適用する。

附 則(平成 22 年条例第 27 号)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際この条例の施行の日以後の藤沢市市民活動推進センターの特定施設の使用について既に許可を受けているものの利用料金については、改正後の藤沢市市民活動推進条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年条例第 15 号)

この条例は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

別表(第 19 条, 第 20 条関係)

(平成 16 条例 19・全改, 平成 22 条例 27・一部改正)

1 特定施設

名称	単位	利用料金
会議室A	1 時間当たり	150 円
会議室B	1 時間当たり	140 円

2 特定設備

名称	単位	利用料金
ロッカー(大)	1 個につき 1 月当たり	400 円
ロッカー(小)	1 個につき 1 月当たり	200 円

3 本市における市民活動支援施策の変遷

◆2000年9月

藤沢市市民活動推進検討委員会において、市民活動推進に関する取組について検討され、翌年3月に本市の市民活動の指針となる「藤沢市の市民活動の推進を目指して」が市に提出される。

◆2001年4月

(仮)藤沢市市民活動サポートセンター開設委員会が発足し、市民活動推進センターの運営及び市民活動推進条例の内容について検討を進め、同年10月1日に市民活動推進条例を施行、同年12月15日には市民活動を推進する拠点施設として市民活動推進センターを開設。

◆2002年4月

市民活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための藤沢市市民活動推進計画の策定や市民活動推進センターの運営等の審議を行う機関として、藤沢市市民活動推進委員会を設置。

◆2003年9月

地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について指定管理者制度が導入され、2005年4月1日から、指定管理者により市民活動推進センターの管理運営を開始。現在は2018年4月1日から5年間、NPO法人が指定管理者として、施設の維持管理・使用許可、市民活動に関する学習の機会及び市民活動を行うものの相互交流の機会の提供・人材育成及びネットワーク化の推進・相談及びコーディネート・情報の収集及び発信・調査及び研究を実施。

◆2005年9月

2006年度から2010年度までの5カ年にわたる、藤沢市市民活動推進計画を策定。さらに市民活動団体への財政的な支援として、市民を対象とした公益的な市民活動の事業に対し助成する、「公益的市民活動助成事業」を実施。また、地域社会の課題を市民の視点や発想から解決し、市民生活の向上を目指し、市民活動団体と市がお互いに事業を提案し、協働で行う「相互提案型協働モデル事業」を実施。

◆2011年3月

市民活動推進計画を改定し、新たに2011年度から2013年度までの3カ年の計画を策定し、施策を実施。

◆2011年度

市民活動推進委員会において、市民活動支援施設のあり方が検討され、その結果、2013年10月に北部の拠点施設として、湘南台文化センター内に市民活動推進センターの分館機能を担う「湘南台市民活動プラザ」を開設。

◆2012年度

NPO法人に対し、市民が寄附により直接支援していく仕組みとして、「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例」を制定。(NPO法人条例指定制度)

◆2013年度

神奈川県より権限移譲を受け、特定非営利活動法人関係事務を開始。法人化に向けた相談から、設立認証、登記までの一連の手続きを、全て市内において可能とすることで、市民活動団体に対する支援の強化を図る。2014年3月に、市民活動推進計画を改定し、第3期として、2014年度から2018年度までの5カ年の計画を策定し、施策を実施。

さらに、公益的市民活動助成事業及び相互提案型協働モデル事業の見直しを行い、2014年度

から、助成事業については、組織基盤強化に対し助成を行う制度として、協働モデル事業については、まちづくりパートナーシップ事業提案制度として実施。

◆2016年度

市民活動推進条例の一部改正を行い、「湘南台市民活動プラザ」を六会市民センターへ移転し、6月から「市民活動プラザむつあい」として開設。また、計画の中間見直しを実施し、2020年に江の島がオリンピックセーリング会場となることから、「オリンピック・パラリンピックを契機とした新たな社会参加機会の創出」を新規の施策として加筆。

◆2018年度

次期計画の策定と併せ、公益的市民活動助成事業とまちづくりパートナーシップ事業提案制度の見直しを行い、新たな制度の実施を検討します。

4 第9期藤沢市市民活動推進委員会委員名簿

【敬称略・順不同】

No.	氏名	所属機関又は団体名、役職等
1	中島 智人	委員長 学識経験者（産業能率大学経営学部 教授）
2	山岡 義卓	副委員長 学識経験者（神奈川大学経営学部 特任准教授）
3	今井 迪代	学識経験者（駒澤大学経済学部 非常勤講師）
4	坂井 雅幸	学識経験者（元かながわ県民サポートセンター所長）
5	西貝 成一	市民活動関係者（藤沢市市民活動支援施設 職員）
6	村上 尚	市民活動関係者（社会福祉法人 藤沢市社会福祉協議会 地域福祉課長）
7	大久保 邦彦	企業関係者（藤沢商工会議所 青年部理事）
8	金子 晋也	企業関係者（藤沢青年会議所 副理事長）
9	阿部 友行	元藤沢市社会教育委員、善行公民館評議員
10	木村 麻紀	フリージャーナリスト
11	仲田 真理	市民活動関係者（特定非営利活動法人 ユースポート横濱 よこはま若者サポートステーション相談員）
12	細沼 恵美子	湘南大庭地区青少年協力会 会長
13	手塚 智之	公募委員

Switch!

藤沢市市民活動推進計画

(2019年度～2025年度)

市民自治部 市民自治推進課

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

電話 0466 (25) 1111 (代表) 内線 2512

電子メール fj-jiti-s2@city.fujisawa.lg.jp